

別紙新旧対照表

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1・第2 〔略〕</p> <p>第3 飼料の公定規格及び表示の基準</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 規格設定飼料の公定規格による検定</p> <p>(1) 検定の申請について</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 申請書の記載に際しては、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 原材料の配合割合は、規則別記様式第32号別紙により記載すること。この場合、</p> <p>① 原材料の名称は、最も一般的な名称をもって記載することとし、商品名は使用しないこと。</p> <p>② 購入した混合飼料等を使用する場合には、その原材料の配合割合を欄外に記載すること。</p> <p>③ 飼料添加物については、その量の合計や百分比(%)で記載すること。</p> <p>④ 飼料添加物(アミノ酸類に限る。)の可消化養分総量及び代謝エネルギーの算出を行った場合は、原材料の名称の欄に当該飼料添加物の名称を記載すること。</p> <p>⑤ <u>環境負荷低減型配合飼料について、飼料添加物のフィターゼを添加した場合は、原材料の名称の</u></p> | <p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1・第2 〔略〕</p> <p>第3 飼料の公定規格及び表示の基準</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 規格設定飼料の公定規格による検定</p> <p>(1) 検定の申請について</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 申請書の記載に際しては、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 原材料の配合割合は、規則別記様式第32号別紙により記載すること。この場合、</p> <p>① 原材料の名称は、最も一般的な名称をもって記載することとし、商品名は使用しないこと。</p> <p>② 購入した混合飼料等を使用する場合には、その原材料の配合割合を欄外に記載すること。</p> <p>③ 飼料添加物については、その量の合計や百分比(%)で記載すること。</p> <p>④ 飼料添加物(アミノ酸類に限る。)の可消化養分総量及び代謝エネルギーの算出を行った場合は、原材料の名称の欄に当該飼料添加物の名称を記載すること。</p> <p>〔新設〕</p> |

欄に成分規格等省令別表第2に規定する当該飼料添加物の名称を記載し、非フィチン熊りんの欄にフィターゼによる分解の結果生じる非フィチン熊りんの量を記載する。

(エ) トレオニン、メチオニン、シスチン及びリジン並びに非フィチン熊りんの成分量は、環境負荷低減型配合飼料について申請する場合に記載すること。

(オ) トレオニン、メチオニン、シスチン及びリジン並びに非フィチン熊りんの成分量並びに可消化養分総量又は代謝エネルギーの値の算出は、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）の備考の3によるものとする。この別表第1又は第3に記載されていない原材料を使用する場合は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（昭和56年7月27日付け56畜B第1594号畜産局長、水産庁長官通知）の別記3に準じて取り扱うものとする。

(カ) 原材料のトレオニン、メチオニン、シスチン、リジン及び非フィチン熊りんに配合割合を乗じた値は、小数点以下の5桁目を切り捨てて計算し、これらの総和は四捨五入して小数点以下3桁まで表すこと。

(キ) 原材料の可消化成分の数値は、小数点以下2桁目を四捨五入し、下1桁で表し、これに原材料の配合割合を乗じた積は、小数点以下3桁目を切り捨てて計算し、総和は四捨五入して小数点以下1桁まで表すこと。原材料の代謝エネルギー数値は、小数点以下2桁目を切り捨てて計算し、これらの総和は1位を四捨五入すること。

(ク)・(ケ) [略]

(2)・(3) [略]

4 [略]

5 表示の基準

(エ) 可消化養分総量又は代謝エネルギーの算出は、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）の備考の3によるものとする。この別表に記載されていない原材料を使用する場合は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（昭和56年7月27日付け56畜B第1594号畜産局長、水産庁長官通知）の別記3に準じて取り扱うものとする。

(オ) 原材料の可消化成分の数値は、小数点以下2けた目を4捨5入し、下1けたで表し、これに原材料の配合割合を乗じた積は、小数点以下3けた目を切り捨てて計算し、総和は4捨5入して小数点以下1けたまで表すこと。原材料の代謝エネルギー数値は、小数点以下2けた目を切り捨てて計算し、これらの総和は1位を4捨5入すること。

(カ)・(キ) [略]

(2)・(3) [略]

4 [略]

5 表示の基準

(1) 〔略〕

(2) 表示方法等

ア 栄養成分量

表示すべき栄養成分量の種類については、おおむね、公定規格の場合と同様であるが、魚粉、フェザーミール及びフィッシュソリュブル吸着飼料の3種類のたん白質飼料については、アンモニア、アミン等からなる揮発性塩基性窒素の量が魚粉では0.3%、フェザーミール及びフィッシュソリュブル吸着飼料にあつては0.6%を超えた場合には、揮発性塩基性窒素の最大量を表示するものとする。

また、環境負荷低減型配合飼料の粗たん白質及びりんについては、成分量の最大量を表示するものとする。

イ・ウ 〔略〕

(3) 〔略〕

〔以下略〕

(1) 〔略〕

(2) 表示方法等

ア 栄養成分量

表示すべき栄養成分量の種類については、おおむね、公定規格の場合と同様であるが、魚粉、フェザーミール及びフィッシュソリュブル吸着飼料の3種類のたん白質飼料については、アンモニア、アミン等からなる揮発性塩基性窒素の量が魚粉では0.3%、フェザーミール及びフィッシュソリュブル吸着飼料にあつては0.6%を超えた場合には、揮発性塩基性窒素の最大量を表示するものとする。

イ・ウ 〔略〕

(3) 〔略〕

〔以下略〕